

## 海洋・沿岸域に関する課題に対する取組みの現状

平成19年6月25日

### 1. 海洋環境の保全（法第18条関係）

課題	取組み状況	対応部局
砂浜は、防護・環境・利用の全てに役立つ重要な場であり、その持続のために山地、河道、海岸、沖合を含めた <b>総合土砂管理</b> が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より有効な技術の検討・評価を行うとともに、これまで個別に実施されてきた事業を連携させることにより、山地から海岸までの一貫した<b>総合的な土砂管理に関する取組み</b>を推進</li> </ul>	河川局、港湾局
海岸に <b>漂着するゴミ・流木</b> の問題は依然深刻であり、漂流経路の解明、陸域を含む発生源対策の推進、他の沿岸国との協同等を含めた、 <b>沖合海洋と陸域が連携した問題の解決</b> が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度に「<b>災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業</b>」を創設し、災害等により漂着する「流木等」の緊急的な処理に対し海岸管理者を支援。平成19年度は、本制度で処理できる対象を「流木等」に限らず「<b>漂着ゴミ</b>」にも<b>拡充</b></li> <li>・河川及び海岸において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を実施</li> <li>・平成16年2月から多様な関係者が参画する「きれいな海辺アクトフォーラム」を開催し、<b>海岸の美化について地域住民やボランティア等の協力を得ながら進める方策等</b>について検討</li> <li>・平成19年度に、海岸に漂着する<b>医療系廃棄物等の危険物</b>に対して海岸を常に安全に利用できるよう適切に管理するための<b>ガイドラインの策定</b>に向けた調査を実施中</li> <li>・<b>ゴミ漂着量の予測、モデル海岸におけるゴミの種類・分布や処理方法を検討</b>予定</li> </ul>	河川局、港湾局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋・沿岸域の環境保全のため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等</li> </ul>	港湾局

	<ul style="list-style-type: none"> <li>の閉鎖性海域においてゴミや油等を回収する<b>海洋環境整備船の建造・配備</b>を推進</li> <li>・漂流ゴミの効率的な回収に活用可能な海洋環境モニタリング実現のため、閉鎖性海域等への海洋短波レーダ設置と、より高度なデータ解析手法の検討を推進中</li> <li>・漂流予測システムにより、流木の漂流予測を実施。<b>漂流予測システムの高度化</b>及びそれに資する海潮流観測の強化を検討中</li> </ul>	海上保安庁
船舶の事故等に伴う油流出を迅速かつ的確に処理し、環境・生態系を保全するため、 <b>油防除体制の強化</b> を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油や有害危険物質の流出、放置座礁船等による海洋・沿岸域の汚染に適切に対処するため、積極的な防除の取組みを推進するための体制等の強化</li> <li>・海洋・沿岸域の環境保全のため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域においてゴミや油等を回収する<b>海洋環境整備船の建造・配備</b>を推進</li> </ul>	港湾局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年6月、有害液体物質排出事故に的確に対応し得る国家的な対応体制を確立するため「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正したほか、「油、有害液体物質、危険物その他の物質」による汚染事件発生時の即応体制、関係機関の緊密な連携、物質の特性に応じた具体的な措置等を規定した「<b>油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画</b>」を平成18年12月策定。現在、必要となる資機材の整備を進めるほか、実践的な合同訓練の実施等を通じ、関係省庁、地方公共団体、関係事業者等との連携の強化を図っている。</li> <li>・日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とした北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の取組の一つとして、大規模油流出事故が起こった際の参加国間の協力内容を規定した<b>NOWPAP 地域油流出緊急時計画</b>が平成16年11月に発効、協力体制が整備されるとともに、平成18年5月の第1回NOWPAP油防除訓練、サ</li> </ul>	海上保安庁

	ハリン)に巡視船等を派遣した。	
	・大規模流出油の長期漂流予測を実施	気象庁
東京湾等の閉鎖性内湾の水質及び生態系等の環境保全・再生のため、陸域からの汚濁負荷削減対策等の沿岸域における対策を進めるとともに、外海との海水交換等沖合海洋との連携も視野に入れた検討が必要である。	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾において、国土交通省、農林水産省、環境省、都市再生本部事務局、流域地方公共団体等の関係者の参画による「海の再生」プロジェクトを推進(海底の污泥除去や覆砂による溶出抑制等の海洋・沿岸域の水質改善対策、環境モニタリング等)	都市・地域整備局、河川局、港湾局、海上保安庁
	・公共の水域における水質環境基準の達成のための下水道整備の基本方針を定める流域別下水道整備総合計画の策定・見直しの推進 ・流域別下水道整備総合計画に基づき下水道整備を推進するとともに、窒素・磷等の汚濁負荷を削減する高度処理を推進 ・未処理下水の河川・海域への影響を軽減するための合流式下水道の改善の推進	都市・地域整備局
	・陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の削減、適正管理を実施 ・河川から流出する栄養塩類と沿岸域における生態系への影響等の把握 ・海域浄化対策事業において、汚染の著しい海域等でのヘドロ等の除去、放置座礁船の処理等を実施	河川局
	・沿岸域管理研究会(平成12年11月~平成13年6月)や沿岸域総合管理研究会(平成13年12月~平成15年2月)等において得られた成果を踏まえ、水質汚濁、干潟の減少、海岸漂着ゴミ等の課題への対応について検討	河川局、港湾局
	・海域環境創造・自然再生等事業において、沈没船・放置座礁船処理等を実施 ・汚染の著しい海域、湾等の閉鎖性水域等において、有機汚泥などの浚渫、干潟・浅場等の取組みにより水質浄化、底質改善等を実施 ・閉鎖性水域における青潮等の原因とされる深掘跡の効率的な埋め戻しや覆砂による水質改善を推進	港湾局

3

貴重な自然等の海洋環境を保全するため、国連海洋法条約に基づく特別敏感海域や、マルポール条約に基づく特定海域、海洋保護区の制度の導入の必要がある。	・特別敏感海域及び特定海域として指定すべき海域を抽出する調査を、平成19年度から実施	総合政策局
海洋・沿岸域の環境保全のための、費用対効果を踏まえた公共投資を重視すべきである。	・固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るための海岸環境整備事業を推進 ・平成15年3月に「自然共生型海岸づくりの進め方」を策定し、海岸の環境特性に応じた海岸づくりを推進 ・平成18年1月に「海岸景観形成ガイドライン」を策定し、防災や利用と調和した良好な海岸景観形成を推進 ・新たな海辺の文化創造研究会の検討結果を踏まえ、「地域の人々」、「行政」、「専門家」が協力しつつ、豊かな美しい海辺で、地域の人々が海辺の文化を享受しながら生活できる海岸環境を創出	河川局、港湾局
	・平成17年3月に「港湾景観形成ガイドライン」を策定し、物流機能、生産機能等と調和した良好な港湾景観形成を推進	港湾局
海洋に係る産業の循環化を図るとともに、環境保全技術の開発や資源循環システム構築等に取り組む必要がある。	・IMOにおけるシップリサイクル条約策定に向けた議論を積極的にリード	海事局

## 2. 排他的経済水域等の開発等の推進(法第19条関係)

課題	取組内容	対応部局
我が国の海洋権益を確保するため、大陸棚の限界画定及び相対国の境界画定	・大陸棚の限界画定に必要な海域における調査を平成16年度から政府全体で実施中。東シナ海、日本海についても海洋調査の推進等を検討中	海上保安庁

4

のための調査を確実に実施する必要がある。		
国連海洋法条約を踏まえ、我が国の主権の権利を守るため、領海、排他的経済水域、大陸棚、深海底等の管理・開発・利用等に関する国内法制の整備が必要である。	・領海内における外国船舶の通航に関する法制度について検討するとともに、その他我が国の海洋権益の確保等の観点から現場の法執行機関として必要な法制の在り方について検討中	海上保安庁
海底資源、海洋エネルギー等、排他的経済水域における産業ポテンシャルマップを整備すべきである。		
海洋の管理、利用等の前提となる、海域の地籍と管理の基本的事項を記載した海洋台帳を整備する必要がある。		

### 3. 海上輸送の確保（法第20条関係）

課題	取組内容	対応部局
経済安全保障の観点も含め、我が国の国際海上輸送を確保するため、トン数標準税制の導入等による日本船舶の確保、日本人船員の育成・確保、日本船社の国際競争力の確保が必要である。その際、長期的視点に立った政策を迅速かつ柔軟に実行するとともに、それらの政策の必要性に対する国民の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年2月に交通政策審議会に諮問した「今後の安定的な海上輸送のあり方について」に対し、6月末に中間とりまとめが報告される予定。これを踏まえ、所要の法案を提出するとともに、平成20年度税制改正においてトン数標準税制の導入を要望する予定</li> <li>優秀な日本人船員（海技者）の確保・育成については、交通政策審議会にて、船員を集め、育て、そのキャリアアップを図り、更に陸上海技者への転身を支援することの4つの柱に沿った<b>具体的施策の方向性について6月末に中間とりまとめ</b>予定</li> </ul>	海事局

を深める必要がある。		
国内物流に重要な役割を担う <b>内航海運の健全な発達</b> のため、経営基盤の強化、船員不足や高齢化等の対策を実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>優秀な日本人船員（海技者）の確保・育成については、交通政策審議会にて、船員を集め、育て、そのキャリアアップを図り、更に陸上海技者への転身を支援することの4つの柱に沿った<b>具体的施策の方向性について6月末に中間とりまとめ</b>予定</li> <li>内航海運の活性化のために、安定的かつ計画的な内航船舶の代替建造を促進するための「<b>内航船舶の代替建造推進アクションプラン</b>」に沿った施策（スーパーエコシップの普及促進、内航海運の新しいビジネスモデルの促進、海上輸送へのモーダルシフトの推進等）を実施中</li> <li>中小零細企業が大部分を占める内航海運事業者の船舶管理会社を活用した穏やかなグループ化を推進するべく、各地において説明会、意見交換会を行うとともに、<b>地方運輸局へ相談窓口を設置し普及啓蒙活動</b>を実施中</li> </ul>	海事局
我が国の商船隊は世界の海上荷動き量の約11%を輸送していることから、日本発着の物流量だけの視野で見るのではなく、 <b>世界規模の物流と日本経済及びそれを支える海運活動を重視して海運政策を推進</b> する必要がある。例えば、海事クラスター構築による競争力強化、アジアにおける知識集約型海事センター構築、海事に関する研究強化と海技者の人材育成、運航・安全・環境・スクラップ等の国際規則・標準の作成に係るリーダーシップ発揮等が必要で	<ul style="list-style-type: none"> <li>優秀な日本人船員（海技者）の確保・育成については、交通政策審議会にて、船員を集め、育て、そのキャリアアップを図り、更に陸上海技者への転身を支援することの4つの柱に沿った<b>具体的施策の方向性について6月末に中間とりまとめ</b>予定</li> <li>船員養成に係る国際協力を実施するとともに、<b>質の高いアジア人船員の養成をより充実強化するプログラムの策定</b>を検討中</li> </ul>	海事局

ある。		
海上輸送の拡大に伴い、オフィサーを中心に今後の船員不足が心配されている。我が国は、船員教育訓練のカリキュラムの向上・標準化、航海訓練所のアジア地域の船員訓練機関としての機能拡充等、世界及びアジアにおける <b>船員教育にリーダーシップ</b> をとるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀な日本人船員（海技者）の確保・育成については、交通政策審議会にて、船員を 集め、 育て、 そのキャリアアップを図り、 更に陸上海技者への転身を支援することの4つの柱に沿った<b>具体的施策の方向性について 6 月末に中間とりまとめ予定</b></li> <li>・船員養成に係る国際協力を実施するとともに、<b>質の高いアジア人船員の養成をより充実強化するプログラムの策定</b>を検討中</li> </ul>	海事局
効率的な海上輸送の確保のために、海運・港湾・陸運（特に鉄道）の連携とイノベーションによる <b>シームレス物流</b> を実現する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>スーパー中核港湾プロジェクトの充実・深化</b></li> <li>・ユニットロードターミナルの推進、ロジスティクスハブの形成等による<b>港湾におけるロジスティクス機能の強化</b></li> <li>・港湾施設への出入管理の高度化による港湾の保安対策を強化</li> </ul>	港湾局
国際物流の流量予測を踏まえた上で、我が国の港湾の競争力を強化するため、 <b>開発保全航路等の航路の確保及び国際港湾整備</b> を、接続する海運・陸運の強化と並行して進めることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>スーパー中核港湾プロジェクトの充実・深化</b></li> <li>・船舶が安全に航行できる環境を確保するため、大型船舶に対応した航路水深の確保、障害物の除去、防波堤の配置等を図るとともに、<b>開発保全航路の指定範囲の拡大や開発保全航路と港湾の間の水域の措置</b>等を行い、これを促進</li> <li>・多目的国際ターミナル、国際ユニットロードターミナル、小口デボ等の<b>国際物流円滑化のための施設整備</b>の推進</li> <li>・離島等において、荒天時に船舶が避難できる避難港の整備を図るとともに、無害通航の外国船舶が我が国の領海内において安全に航行できるよう可航水域を確保</li> </ul>	港湾局

#### 4 . 海洋の安全の確保（法第21条関係）

課題	取組内容	対応部局
我が国は長い海岸線、広大な領海・排他的経済水域を有するにもかかわらず、海上保安庁の体制が他国の海上保安機関と比較して、量的・質的に十分とは言えない状況にある。また、近年、海上保安に関わる課題・事件が増加しているにもかかわらず、十分な体制強化が図られているとは言いがたい。したがって、海上における治安・安全の確保、我が国の権益の確保を確実に行うため、 <b>海上保安庁の人員の増強、巡視船艇・航空機等装備の充実</b> が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽・旧式化の進んだ巡視船艇・航空機について<b>高性能な巡視船艇・航空機への代替整備</b>を緊急かつ計画的に進めるとともに、<b>巡視艇の複数クルー化</b>を図る等、体制強化を実施中</li> <li>・国際埠頭施設の保安措置が適確に行われるよう、立ち入り検査等により実施状況の確認や人材育成等を図り、船舶保安情報の活用、港湾施設への出入管理の高度化、内航も含めた旅客ターミナルの保安施設整備等を進め、<b>港湾の保安対策</b>を強化</li> <li>・港湾保安調査官などの配置により、港湾管理者や税関等の関係機関と協働体制をとり、港湾の利用船舶に関する情報を収集して分析し、問題船等が明らかになった場合、警察機関への通報や港湾管理者に警戒指示を行う体制を整備</li> </ul>	海上保安庁 港湾局
海上保安庁が領海警備を行うに当たり、不審な船舶に対処するには漁業法違反で対応せざるを得ない等、実定法が十分とは言えない状況にある。したがって、 <b>領海警備や我が国の海洋権益の確保を確実に実施できるよう法制度の整備</b> が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領海内における外国船舶の通航に関する法制度について検討するとともに、その他<b>我が国の海洋権益の確保等の観点から現場の法執行機関として必要な法制の在り方について検討中</b></li> </ul>	海上保安庁
国連海洋法条約に基づく沿岸域・領海における <b>外国船舶による無害通航</b> に対	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領海内における外国船舶の通航に関する法制度について検討するとともに、その他<b>我が国の海洋権益の確保等の観点から現場の法執行機関として必要な法</b></li> </ul>	海上保安庁

<p>応するため、沿岸域・領海の平常時及び危機時における管理責任を明確にし、<b>必要な法制度を整備</b>する必要がある。</p>	<p>制の在り方について検討中</p>	
<p><b>海上保安庁と自衛隊、他国の海上保安機関との連携・協力</b>を一層強化する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安庁では、自衛隊との間においては、共同訓練等を実施する等連携・協力を推進し、また、他国の海上保安機関とは多国間（北太平洋海上保安フォーラム及びアジア海上保安機関長官級会合）及び二国間（露・中・韓・印）の長官級会合などを通じた連携・協力活動を積極的に実施しており、引き続き国内外の関係機関との連携・協力を推進</li> </ul>	海上保安庁
<p>海上交通量が増大し、船舶が大型化する中で、海上交通の安全確保のため、<b>A I S（船舶自動識別装置）等を活用した新たな安全対策</b>の構築を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶航行の安全性を飛躍的に向上させる<b>次世代先進航行支援システム構築戦略</b>及び当該戦略実現に向けた協調型航行支援システム開発を推進中</li> <li>乗揚げ・衝突等を起こす可能性のある船舶を早期に発見し、<b>回避措置の充実強化を図ること及び新たな港内管制手法</b>を導入し、船舶交通の効率性を向上させることについて<b>法改正を含めて検討中</b></li> </ul>	<p>海事局</p> <p>海上保安庁</p>
<p>海難の大半は<b>小型船舶</b>に係るものであり、その<b>安全対策</b>が急務である。したがって、小型船舶に対する救命胴衣着用の義務付け強化、安価で簡易なA I Sの開発等、ソフト・ハードの両面からの対策を講ずる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶航行の安全性を飛躍的に向上させる<b>次世代先進航行支援システム構築戦略</b>及び当該戦略実現に向けた協調型航行支援システム開発を推進中</li> <li>一人乗り漁船のライフジャケット着用義務範囲を平成 20 年 4 月 1 日より拡大（連絡手段を確保していてもライフジャケットの着用を義務付け）</li> <li>平成 19 年度から、マリナーや漁港等において、小型船舶に係る船舶検査の適切な受検を指導するための周知・啓蒙活動を実施</li> <li>自己救命策確保のための広報活動等を実施中</li> <li>プレジャーボートに係る海難防止対策について、<b>地域の関係者と連携した安全対策を図ることについて法改正を含めて検討中</b></li> <li>中小型船舶の安全航行に資する大縮尺電子海図整備の推進を検討中</li> </ul>	<p>海事局</p> <p>海上保安庁</p>

<p>船舶が安全に航行できる環境を確保するため、港湾から排他的経済水域に至る<b>一貫的な航路を指定・整備</b>し、当該航路について確実に管理・保全する制度が必要である。また、特に輻輳する海域においては、航空管制のような<b>包括的航路管制</b>の実施を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の輻輳する海域に海上交通安全法を適用し、特に船舶交通が集中する狭水道には航路を設定して特別の交通ルールを定めるとともに、海上交通センターを設置して航行管制と情報提供を実施中</li> <li>船舶が安全に航行できる環境を確保するため、大型船舶に対応した航路水深の確保、障害物の除去、防波堤の配置等を行うとともに、<b>開発保全航路の指定範囲の拡大や開発保全航路と港湾の間の水域の措置</b>等を行い、これを促進</li> <li>離島等において、荒天時に船舶が避難できる避難港の整備を図るとともに、無害通航の外国船舶が我が国の領海内において安全に航行できるよう可航水域を確保</li> </ul>	<p>海上保安庁</p> <p>港湾局</p>
<p>効果的な避難指示・勧告により、市民を確実に避難誘導するため、沖合でリアルタイムに津波・高潮をモニタリングするとともに、高精度予報システムによる地域的に<b>正確な情報をベースとしたきめ細かい警報</b>を出せる態勢を整備することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各海岸において波浪及び潮位観測の実施</li> <li>平成 17 年から関係局等と連携し、<b>潮位・波高データについて共有化するシステム</b>を整備中</li> <li>平成 16 年 3 月に「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を策定、また、津波・高潮危機管理対策緊急事業で浸水想定区域調査を補助など、<b>津波・高潮ハザードマップの作成を支援</b></li> <li>平成 16 年 12 月のスマトラ島沖地震に伴う津波災害を契機として、全国的規模で<b>津波防災総合訓練</b>を実施するとともに、各地で各種の訓練を実施</li> <li>平成 15 年から関係局等と連携し、潮位、波高、打ち上げ高等を的確かつきめ細かに予測する<b>高潮情報システム</b>を構築中</li> <li>沖合でリアルタイムに津波観測可能な、<b>GPS 波浪計の整備</b>を推進・拡充中。また、GPS 波浪計の観測データを活用し、<b>平成 20 年度からリアルタイムでの津波観測データの提供を開始</b></li> <li>津波と高潮の警報・観測・監視を実施</li> </ul>	<p>河川局、港湾局</p> <p>河川局、港湾局、気象庁</p> <p>港湾局</p> <p>気象庁</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海・東南海・南海地震の想定震源域近傍に新たに海底津波計の整備を進めるとともに、港湾局で整備中の沖合波浪観測網も活用した、<b>津波警報・津波情報の精度向上</b>方策等について検討中</li> </ul>	
地球温暖化に伴う <b>海面上昇</b> は既にその兆しが見えており、今からそれに対応する対策を始める必要がある。例えば、 <b>海岸・港湾施設の改修</b> については、海水面変動のトレンドに合わせて設計基準を改訂し、順次更新を進める必要がある。また、海面上昇を考慮して、 <b>防災対策は水際線中心から、より広い範囲</b> において検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化に伴う気候変動に関する海岸等への<b>影響の評価とその対応策</b>について検討中</li> <li>・港湾及び海岸保全施設の設計に当たって基準とする水面は、実測値等を基に、統計的解析等により適切に設定することとしており、適宜見直しを実施中</li> <li>・潮位、波浪等の変動についての監視機能を一層充実するとともに、調査・研究を推進。また、<b>対応策の代替案、長期的スパンでの段階的な対応策を内容とする地球温暖化に伴う海面上昇についての調査</b>の検討</li> <li>・対策に必要な日本沿岸域における地球温暖化に伴う海面上昇の監視を実施</li> <li>・<b>地球温暖化に伴う海面上昇の予測結果を平成 19 年度に公表</b>予定</li> </ul>	河川局、港湾局 気象庁
<b>防災対策に資する公共投資を充実</b> すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波、高潮、波浪による災害の防止と海岸の侵食防止等のため、<b>海岸保全施設整備事業</b>等を実施</li> <li>・平成 17 年度は、津波災害から人命を最優先に防護するため、ハード・ソフトにわたる対策を総合的に推進する「<b>津波危機管理対策緊急事業</b>」を創設</li> <li>・平成 18 年度は、ゼロメートル地帯における高潮災害についてもハード・ソフトにわたる対策を総合的に推進できるよう「<b>津波・高潮危機管理対策緊急事業</b>」を創設</li> <li>・平成 18 年 3 月に「<b>水門・陸閘等管理システムガイドライン</b>」を策定し、水門等の自動化、遠隔操作化等を推進</li> <li>・平成 19 年度は、ゼロメートル地帯等で地域中枢機能集積地区を有する海岸において、堤防・護岸等の耐震対策を緊急的に行う「<b>海岸耐震対策緊急事業</b>」を創設</li> </ul>	河川局、港湾局

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸域において大規模地震が発生した場合を想定し、ガレキ等緊急に処分する必要がある震災廃棄物処理を効率的かつ効果的に図るために必要な技術、施策の検討</li> <li>・平成 20 年度春の供用開始に向けて川崎港東扇島地区の<b>基幹的広域防災拠点</b>を整備中、供用開始後も関係機関との連携体制の強化を図るため、<b>大規模防災訓練</b>の実施を検討中</li> </ul>	港湾局
--	---	-----

## 5 . 海洋調査の推進（法第 2 2 条関係）

課題	取組内容	対応部局
海洋・沿岸域の <b>モニタリング体制を強化</b> するとともに、 <b>データの収集、管理、提供システムの確立・一元化</b> を行う必要がある。また、科学的知見に基づいて政策決定ができるよう、客観的データの蓄積が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋・沿岸域における海洋・海上気象の<b>モニタリングを実施し、その強化</b>を検討。海洋・海上気象データの収集、品質管理、解析を行い、国内外の関係機関、国民等への<b>情報提供を実施し、その体制の強化</b>を検討</li> </ul>	気象庁
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の験潮場（27 施設）で潮位観測を実施中</li> <li>・各省庁及び公共機関等の潮位観測施設（153 施設）の潮位観測データを共用できるように海岸昇降検知センターでとりまとめて提供中</li> </ul>	国土地理院
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋・沿岸域における海洋調査により、科学的データの収集を実施。また、海洋の科学的データの収集・管理・提供業務を実施している日本海洋データセンターにおいて現在扱っていない他の様々な情報の所在情報について、一元的に収集・管理・提供する「<b>海洋情報プラットフォーム（仮称）</b>」の<b>整備</b>を検討中</li> </ul>	海上保安庁
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋情報の一元的かつ迅速な収集・提供に最適なシステム設計、排他的経済水域等の船舶の航行実態を把握する手法に関する調査の検討</li> </ul>	総合政策局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋・沿岸域のモニタリング体制強化のため、<b>GPS 波浪計、海洋短波レーダ、海象計、潮位計等の観測とデータの収集、管理、提供体制を強化・拡充</b></li> <li>・海洋や沿岸域に関する各種情報の収集、整理、提供体制の強化を図るとともに、</li> </ul>	港湾局

	<p>海域環境の順応的管理に資する波浪、潮位、水深、水質、底質等の効率的なモニタリングを行うことで、海洋や沿岸域のモニター体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各海岸において波浪及び潮位観測の実施</li> <li>平成 17 年から関係局等と連携し、<b>潮位・波高データについて共有化するシステムを整備中</b></li> </ul>	河川局、港湾局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸域と海域にわたる沿岸域において、その適切な利用や保全を推進するため、陸域と海域の情報を収集・整理し、地形情報、土地や海域の利用状況や環境情報などを一元的に提供できる<b>沿岸域の情報の GIS データベースを整備中</b>。</li> </ul>	国土計画局
海洋環境の変化、地球温暖化に適切に対応するために、これらに関する <b>予測モデルの高精度化</b> を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋モデルや地球温暖化モデルの<b>高精度化のための技術開発</b>を実施</li> <li>平成 15 年から関係局等と連携し、潮位、波高、打ち上げ高等を的確かつきめ細かに予測する<b>高潮情報システム</b>を構築中</li> </ul>	気象庁 河川局、港湾局、気象庁
総合的な海洋に関する観測・監視システムを確立するためには、海上における諸活動の監視、海象観測を専用に常時行う <b>海洋観測専用衛星を中核とする観測体制の構築</b> が必要である。特に、複数の衛星・ブイ・ROVを組み合わせ、海上安全の確保にも活用できるシステムを構築すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工衛星で現在観測されている海面水温・高度、海水、海上風、波浪等のデータを常時収集し、船舶・ブイ・フロート等のデータとともに総合的に活用し、これらに関する情報提供を実施中</li> <li>人工衛星により、リアルタイムに的確な海況把握や閉鎖性海域における赤潮等のモニタリングを実施</li> </ul>	気象庁 海上保安庁

## 6. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等（法第 2 3 条関係）

課題	取組内容	対応部局
海洋科学技術の研究開発は、 <b>海洋政策との関係を明確にして推進</b> すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土技術政策総合研究所、（独）港湾空港技術研究所と連携して海洋政策の方向性を見つつ海洋科学技術の研究開発を推進</li> </ul>	港湾局
継続的な人材育成と海洋研究を振興するため、米国のシーグラント制度を参考にした、 <b>海洋教育制度と研究助成制度の導入</b> が必要である。		
海洋に関する学術の進展のために、大学等に基盤となる <b>研究施設の整備</b> を行うとともに、海洋科学技術に関する学際的かつ専門的な知識・技能を有する人材育成のための <b>大学院課程を設置</b> する必要がある。		

## 7. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化（法第 2 4 条関係）

課題	取組内容	対応部局
海事産業の振興及び国際競争力を確保するため、 <b>環境保全技術開発、基盤技術開発、総合エンジニアリング開発</b> を進めるとともに、国産技術によるエネルギー源の自主開発や海洋エネルギーの実用化等を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>造船産業における「匠」の技能を円滑に伝承するため造船産業人材育成事業の推進</li> <li>環境にやさしい船用エンジンの開発・実用化の推進</li> <li>外洋上プラットフォームや天然ガスハイドレート輸送船（NGH）の研究開発の実施・支援</li> <li><b>海事技術イノベーション総合戦略</b>として、予算・組織の強化を検討中</li> </ul>	海事局

<p>海洋新産業の創出を通じた海洋産業立国を実現するため、政府は中長期にわたる基本戦略とロードマップを策定し、そのための基盤技術開発に対し、公的開発資金を投資すべきである。</p>	<p>・我が国の強みである「ものづくり」と「環境・省エネ」の技術力を梃子に、海洋産業の振興及び国際競争力を強化するため、海運のグリーン化と経済成長の実現をめざし、船舶の実海域性能を視覚化する技術・指標の確立による環境に優れた船舶の普及等の施策を総合的・集中的に取り組む</p>	海事局
<p>今後、各国が領海基線の確定、大陸棚調査等、海洋秩序形成に取り組むと想定されること、それに対する国際協力が求められることにかんがみ、これらの分野で競争力を持つ産業を育成する必要がある。</p>	<p>・政府全体で進めている大陸棚調査においては、関係省庁が調査を実施しているが一部調査で民間会社も活用</p>	海上保安庁

## 8. 沿岸域の総合的管理（法第25条関係）

課題	取組内容	対応部局
<p>沿岸域は物流、産業、生活、レクリエーション等に高密度に利用されているが、それらの利用相互間、また、沿岸域の利用と保全に競合関係が生ずることも多い。したがって、各課題をトータルに考える中で、それらを調整し、持続可能な利用と保全を実現するための総合的な沿岸域管理に関する法制度を整備する必要がある。その際、沿岸域管理における管理権限、最終的責任</p>	<p>・沿岸域の適切な管理のための課題を整理し、必要な措置について検討</p>	総合政策局
	<p>・関係17省庁により「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(平成12年2月)」を策定し、自治体等において沿岸域圏総合管理計画の策定。</p> <p>・平成19年度は、指針のフォローアップを行うとともに、その推進の在り方について検討を行う。</p>	国土計画局
	<p>・沿岸域管理研究会(平成12年11月～平成13年6月)や沿岸域総合管理研究会(平成13年12月～平成15年2月)等において得られた成果を踏まえ、沿岸域管理に関する課題への対応について検討</p>	河川局、港湾局

15

<p>の帰属に関する国と地方自治体の役割分担を明確にする必要がある。</p>		
<p>広域港湾や閉鎖性水域をより効果的・効率的に管理するため、国、広域連合、諸外国のポート・オーソリティのような一体的管理機関等による管理を検討すべきである。</p>	<p>・我が国の港湾管理者は地方公共団体等であるが、東京湾、伊勢湾、大阪湾の三大湾において、地方公共団体の管轄区域を越えた広域的視点が必要な分野について、港湾連携推進協議会を設置する等主要港湾間の広域連携を推進</p>	港湾局

## 9. 離島の保全等（法第26条関係）

課題	取組内容	対応部局
<p>国境政策及び海洋政策上、離島が担っている重要な役割を踏まえ、人口が急激に減少している離島の保全、振興等を図るため、就業の確保や公的機関の配置等の施策を重点的に行う必要がある。</p>	<p>・離島の産業基盤や生活環境の整備等の公共事業関係予算を一括計上し事業の推進を図るとともに、離島における就業確保のための施策について検討中</p> <p>・交流人口の拡大による離島地域の活性化等のための施設整備、イベント開催等を支援する非公共事業の拡充を検討中</p> <p>・離島航路の維持・改善を図るため航路の経営により生じる欠損の一部を補助しているが、更なる航路経営安定化策について検討中</p>	都市・地域整備局
	<p>・離島等において、荒天時に船舶が避難できる避難港の整備を図るとともに、無害通航の外国船舶が我が国の領海内において安全に航行できるよう可航水域を確保</p> <p>・我が国の領海及び排他的経済水域等を確保する上で、重要な拠点である国境離島に対して、海象観測の実施等その活用を推進</p>	港湾局
	<p>・我が国の領海及び排他的経済水域等を確保する上で、重要な拠点である国境離島の位置(経度、緯度)を明確にするための基本測量(三角点の設置等)を計画的に実施中(沖ノ鳥島、南鳥島、肥前鳥島、久六島等)</p>	国土地理院

16



島に対する国民の意識を高めること、離島については、有人島のみならず、海域を含んだ形で無人島を利活用することについても幅広く検討する必要がある。	・離島振興計画のフォローアップを行い、現行計画の達成状況を点検するとともに、今後の施策の方向性を検討	都市・地域整備局
沖ノ鳥島の保全(自然の営力によって島が物理的に保全されるメカニズムの構築等も含む。)は喫緊の課題である。	・国土面積を上回る約 40 万 km <sup>2</sup> の排他的経済水域の権利の基礎となる沖ノ鳥島が、侵食により水没するおそれがあったため、昭和 62 年度から保全工事を実施	河川局
	・平成 11 年度に海岸法を改正し、沖ノ鳥島を国が直轄で維持管理を推進 ・サンゴ増殖による沖ノ鳥島の保全対策について調査・検討を推進 ・沖ノ鳥島の沖合で波浪・潮位観測を実施するため、平成 19 年度より GPS 波浪計の製作・設置に着手する	港湾局

#### 10 . 国際連携・国際協力の推進 (法第 27 条関係)

課題	取組内容	対応部局
国際的な相互依存関係が緊密化する中、海洋に関する国際的な連携・協調は極めて重要であり、我が国として、政策立案等への主体的、積極的参加を通じた海洋法秩序の進展への貢献が必要である。	・PSC に係る国際的な枠組みである東京 MOU に対し積極的に貢献し、域内の PSC に係る協力体制構築に寄与	海事局
	・IMO におけるシップリサイクル条約策定に向けた議論を積極的にリード	海事局、港湾局
	・国際海事機関 (IMO)、G 8 等における安全、環境、保安等に関する海事関連条約等の策定、実施等に積極的に参画	
国際海峡利用、海賊対策、海洋環境保護、海上交通の安全確保等に係る国際	・IMO や MAIIF (国際海難調査官会議) における、国際的 <span style="color:blue">海難</span> についての調査協力体制推進の議論に積極的に参加。	海難審判庁
	・PEMSEA、NOWPAP、OSPAR を通じた海洋環境保全への協力の促進 ・マラッカ・シンガポール海峡の航行安全確保のため、主として民間団体を通じ	総合政策局 海事局

17

的な技術協力、資金協力をリーダーシップを発揮する必要がある。	航行援助施設の維持管理等の支援を沿岸国に実施中。また、同海峡における新たな国際協力の枠組み構築を推進するほか、安全対策等のプロジェクトについて我が国としての可能な支援を検討中	港湾局
	・海賊被害防止のため、船員供給国とともに海賊被害防止対策に係る検討や国内の海運事業者における自主警備対策の強化を推進中	
	・東京 MOU の枠組みにおいて、域内各国の検査官を養成するため研修生を受け入れるとともに、主に先進国間においても検査官を相互に派遣し、PSC 手法の調和に努めている ・船員養成に係る国際協力を実施するとともに、質の高いアジア人船員の養成をより充実強化するプログラムの策定を検討中	
	・日 ASEAN 港湾保安向上行動計画に基づき、各種ガイドライン・ベストプラクティス集の作成、共同訓練を実施中	海上保安庁、港湾局
	・APEC と連携した港湾保安セミナーを、インドネシア、ベトナム、マレーシア等で実施 ・港湾保安向上を目指し、インドネシアへの港湾保安専門家の派遣、カンボジア等への港湾保安施設の無償資金協力を実施中 ・ベトナム、カンボジア等において、港湾施設への円借款・無償資金協力、港湾管理・運営に関する技術協力等を実施中 ・ASEAN 地域の津波防災対策を向上させるため、津波ハザードマップ作成普及のためのガイドラインを作成中	
	・フィリピン、マレーシア及びインドネシア等への専門家派遣、プロジェクト技術協力の実施、巡視船等派遣・合同訓練及びセミナーの実施、留学生受け入れ等を実施	

18

11. 海洋に関する国民の理解の増進（法第28条関係）

課題	取組内容	対応部局
海洋・沿岸域に対する国民の意識を醸成し、海洋基本法の理念を国民一人一人が自分のものとして理解・実践し得るよう、「海の日」の効果的な活用、テレビ番組の作成を含めた広報活動が必要である。	・「海の日」の意義等について国民の理解を得るため、従前より政府広報等を活用した周知・啓蒙を行っているが、今後、より効果的な広報等を展開することを検討	海事局
国民の間に海洋の知識を普及させるため、小学校から大学院に至るまでの教育課程及び社会における教育・学習の場を設定・拡充する必要がある。	・広く海洋の知識等を青少年等へ普及を図るため、従前より海事関係団体等を活用した教育等の機会を付与しているところ、今後、階層的な教育現場における学習等の機会を設定すること等について、所管省庁の協力を得ながら検討 ・練習帆船の活用や学校教育との連携による青少年の海への関心を高めるためのPRの実施等について、船員教育のあり方に関する検討会に引き続き、交通政策審議会において検討中であり、6月末に中間とりまとめ予定	海事局
	・海辺における自然体験活動や環境教育の場を提供するとともに、海洋・沿岸域教育に係る普及啓発活動や指導者育成、NPO等活動団体のネットワーク化、ホームページの作成等の取組みを更に拡充し、利用者からのアクセスしやすさの向上や団体同士の連携と協働をより一層促進。また、関連する基礎知識の体系化や普及啓発の取組みを推進 ・新たな海辺の文化創造研究会の検討結果を踏まえ、多様で豊かな海辺と人々のつながりを培い、育てていく「里浜づくり」や海辺の通年利用を進めるための「ビーチスポーツの推進」等の取組みを行っている ・海とのふれあいの場、教育学習の場ともなるマリナーの水質の維持向上	港湾局

	・毎年7月を「海岸愛護月間」とし、海岸愛護思想の普及と啓発を図る	河川局、港湾局
--	----------------------------------	---------

12. その他

課題	取組内容	対応部局
海洋の総合的管理を行うに当たって、海洋の公共的利用及び私的利用を調整する仕組みが必要である。		
海洋の管理に当たっては、国際協調の中において、国益の確保と国際的な義務の履行の両立を図る必要がある。		
海洋基本法（海洋基本計画）の実行に当たって、具体的取組みを促進するため、タイムスケジュール及びアウトカム指標を設定することが必要である。		
我が国が海洋基本法を制定したことを対外的にもアピールしていく必要がある。		
	・平成17年に制定された国土形成計画法において、計画事項として「海域の利用及び保全」が新たに追加され、現在、国土形成計画全国計画の具体的内容を検討中	国土計画局